

中泊町農業委員会会議録

平成30年5月10日

中泊町農業委員会

平成30年度 中泊町農業委員会 5月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日(木) 15時30分～16時30分

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員(15人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
	3番	工藤 輝雄	4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(人)

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第6号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第7号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第8号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第6号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

◎報告第7号

事務局

22ページをお開き下さい。報告第7号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。

平成30年5月10日提出 中泊町農業委員会会長

今月の農地使用貸借合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧くださいと思います。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第7号について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長

無いようですので、報告第8号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第8号

事務局

26ページをお開き下さい。報告第8号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成30年4月実施分)の結果について、次のとおり報告する。

平成30年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。4月分の農地移動あっせん申し出は3件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第8号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第5号

議長

議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

28ページをお開き下さい。議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成30年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第5号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。
以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号2番から5番の4件ございました。内訳は、贈与が1件、売買が2件、農地移動適正化あっせん事業による売買が1件となっております。

受付番号2番は、田茂木字若宮地内の5筆の田7,881平方メートルの贈与です。譲受け人は譲渡し人同様にそ菜と米の栽培をすることでした。譲受け人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号3番は、深郷田字甘木地内の1筆の畑917平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡し人同様にそ菜の栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号4番は、高根字小金石地内の1筆の田948平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号5番は、薄市字花持地内の1筆の田516平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡し人同様に米の栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号2番から5番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に議案第6号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

34ページをお開き下さい。議案第6号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成30年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成30年5月8日付け中農政第58号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

37ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が3件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センター買入が3件となっています。

受付番号13番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、豊島字宮本の農地1筆、地目は田、面積は14,266㎡です。売買価格は432.4万円です。対価の支払い期限は平成30年5月30日を予定しております

受付番号14番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、福浦字若野浦の農地1筆、地目は田、面積は4,406㎡です。売買価格は168万円です。対価の支払い期限は平成30年5月30日を予定しております。

受付番号15番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字鳴見の農地1筆、地目は田、面積は1,047㎡です。売買価格は60万円です。対価の支払い期限は平成30年5月30日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局

45ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が4件、再設定が9件で面積は再設定、新規合わせて168,737平方メートルです。

受付番号23番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」2,143平方メートルです。期間は2年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号24番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか10筆の「田」26,505平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は田茂木・高根の5筆は10アール当たり米1.5俵の価格、薄市の6筆は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号25番は再設定で、設定する農地は中里地内の2筆の「田」6,929平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号26番も再設定で、設定する農地は宮川地内の3筆の「田」11,427平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号27番も再設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」6,581平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号28番も再設定で、設定する農地は中里地内ほか1筆の「田」20,547平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号29番も再設定で、設定する農地は富野地内の2筆の「田」15,973平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号30番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか20筆の「田」23,423平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費借主負担、賃借料は田茂木の13筆は10アール当たり15,000円、薄市の8筆は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号31番は再設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田」10,752平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号32番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の6筆の「田」18,969平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号33番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,683平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は全部で57,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号34は新規の設定で、設定する農地は深郷田地内の3筆の「畑」4,394平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり1,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号35番は再設定で、設定する農地は宮川地内の7筆の「田」16,411平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

事務局

議長

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年5月10日

農業委員会
会長

署名委員

署名委員